

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|-------------------|-----|--|--|---|-----|-----|-------------------|-----|--|--|
| <p>1 取扱いの基本的な考え方 (省略)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (省略)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (省略)</p> <p>4 指定後の定期検査について (省略)</p> <p>5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (省略)</p> <p>6 長官指定告示物品の取消し (省略)</p> | <p>1 取扱いの基本的な考え方 (同左)</p> <p>2 長官指定告示物品の使用目的、成分規格及び試験方法について (同左)</p> <p>3 長官指定告示物品の指定を受けようとする者の取扱い (同左)</p> <p>4 指定後の定期検査について (同左)</p> <p>5 長官指定告示物品の成分規格を充足する旨の表示について (同左)</p> <p>6 長官指定告示物品の取消し (同左)</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">長官指定告示物品の使用目的の細目と定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> <th style="text-align: center;">長 官 指 定 告 示 物 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">清 澄</td> <td>酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁</td> <td>活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、</td> </tr> </tbody> </table> | 細 目 | 定 義 | 長 官 指 定 告 示 物 品 名 | 清 澄 | 酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁 | 活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、 | <p>別表 1</p> <p style="text-align: center;">長官指定告示物品の使用目的の細目と定義</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> <th style="text-align: center;">長 官 指 定 告 示 物 品 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">清 澄</td> <td>酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁</td> <td>活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、</td> </tr> </tbody> </table> | 細 目 | 定 義 | 長 官 指 定 告 示 物 品 名 | 清 澄 | 酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁 | 活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、 |
| 細 目 | 定 義 | 長 官 指 定 告 示 物 品 名 | | | | | | | | | | | |
| 清 澄 | 酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁 | 活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、 | | | | | | | | | | | |
| 細 目 | 定 義 | 長 官 指 定 告 示 物 品 名 | | | | | | | | | | | |
| 清 澄 | 酒類の精製工程において、酒類中に存在する混濁物質、及び混濁物質の生成要因となる原因物質を除去し、酒類の透明度を向上させたり、混濁 | 活性炭、フィチン酸、寒天、ゼラチン、アルギン酸ナトリウム、カラギナン、ベントナイト、活性白土、ケイソウ土、微小繊維状セルロース、 | | | | | | | | | | | |

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-------|--|--|-------|--|---|
| | の発生を予防することをいう。 | 小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、キトサン又はエンドウたんぱく | | の発生を予防することをいう。 | 小麦粉、グルテン、卵白、柿タンニン、タンニン、二酸化ケイ素、ポリビニルポリピロリドン、木材チップ、コラーゲン、パパイン、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ又はキトサン |
| 酸化防止 | 酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。 | エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄又は窒素 | 酸化防止 | 酒類の貯蔵工程及び精製工程において、酸素の影響を取り除いて品質劣化を防止し、酒質を本来の品質に保持することをいう。 | エリソルビン酸、エリソルビン酸ナトリウム、L - アスコルビン酸、L - アスコルビン酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、二酸化硫黄又は窒素 |
| 酒質保全 | 酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持を図ることをいう。 | ウレアーゼ又はDL - 酒石酸水素カリウム | 酒質保全 | 酒類の貯蔵工程において、酒質を劣化させる物質の生成防止又は酒質を劣化させる物質の除去により、酒質の保持を図ることをいう。 | ウレアーゼ又はDL - 酒石酸水素カリウム |
| 再発酵防止 | 酒類の精製工程において、再発酵（雑菌の繁殖を含む）を抑え、酒質の保持を図ることをいう。 | ソルビン酸又はソルビン酸カリウム | 再発酵防止 | 酒類の精製工程において、再発酵（雑菌の繁殖を含む）を抑え、酒質の保持を図ることをいう。 | ソルビン酸又はソルビン酸カリウム |
| 酸度調整 | 酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。 | 炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム又はアンモニア | 酸度調整 | 酒類の製造又は精製工程において、正常な酸度の範囲に調整して品質の維持を図ることをいう。 | 炭酸カルシウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム、炭酸ナトリウム又はアンモニア |
| 酒質矯正 | 酒類の精製工程において、味、香り、色等に異常を来した酒質を矯正することをいう。 | イオン交換樹脂又は活性炭 | 酒質矯正 | 酒類の精製工程において、味、香り、色等に異常を来した酒質を矯正することをいう。 | イオン交換樹脂又は活性炭 |
| 濁度調整 | しょうちゆう乙類の精製工程において、濁度の調整を行い、酒質の均一 | 食用なたね油及びアラビアガム又は食用ごま油及びアラビアガム | 濁度調整 | しょうちゆう乙類の精製工程において、濁度の調整を行い、酒質の均一化 | 食用なたね油及びアラビアガム又は食用ごま油及びアラビアガム |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---|--|--|---|---|
| | 化と安定化を図ることをいう。 | | | と安定化を図ることをいう。 | |
| 副 剤 | 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で、長官指定告示物品と共存させる必要最小限度の物品をいう。 | D L - リンゴ酸、D L - リンゴ酸とピロ亜硫酸ナトリウムの混合物、D - ソルビトールとエタノールの混合物、乳糖、デキストリン、コハク酸ナトリウム又はグァーガム | 副 剤 | 長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させる目的で、長官指定告示物品と共存させる必要最小限度の物品をいう。 | D L - リンゴ酸とピロ亜硫酸ナトリウムの混合物、D - ソルビトールとエタノールの混合物、乳糖、デキストリン、コハク酸ナトリウム又はグァーガム |
| 別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (省略) | | | 別表2 長官指定告示物品又はその製剤及び副剤の成分規格並びに試験方法 (同左) | | |
| 別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (省略) (記載要領) (省略) | | | 別紙様式1 国税庁長官指定告示物品指定申立書 (同左) (記載要領) (同左) | | |
| 別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 (省略) (記載要領) (省略) | | | 別紙様式2 国税庁長官指定告示物品の定期成分検査報告書 (同左) (記載要領) (同左) | | |
| 別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書 (省略) (記載要領) (省略) | | | 別紙様式3 長官指定告示物品の配合を異にする製剤の報告書 (同左) (記載要領) (同左) | | |